

# 官庁営繕関係について

平成 18 年 4 月 14 日  
国 土 交 通 省

## 目 次

○「非公務員型独立行政法人へ移行すること」に対する回答	1
I 官庁営繕部の業務について	
II 非公務員型独立行政法人への移行について（総論）	
III 非公務員型独立行政法人への移行について（業務毎の精査）	
IV 非公務員型独立行政法人へ移行した場合の支障について	

### （補足資料）

・国土交通省における官庁営繕関係の所掌事務とその具体的事例	5
・官庁営繕の役割	6
・官庁営繕業務フロー	7
・営繕計画書に対する意見書制度	8
・施設整備段階における国の業務と民間委託業務	9
・地方整備局等営繕部の外部化に伴う組織の分離	10
・官庁営繕業務における国家機関との関係	11

○「指導業務を行なう体制と定員を見直すこと」に対する回答	12
I 国家機関の建築物の保全に係る官公法の改正	
II 保全業務支援システム活用による保全事務の効率化	

### （補足資料）

・ストックの有効活用	13
・保全業務支援システムの開発	14

○「全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること」に対する回答	15
I 業務の民間委託の現状	
II 民間委託の拡充による業務の効率化	

### （補足資料）

・財務省が行なう使用調整等との連携	16
・耐震対策の推進	17
・官庁施設における迅速なアスベスト対策	18
・環境対策	19

○「定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向」に対する回答	20
---------------------------------	----

### （補足資料）

・組織・定員の減量・効率化に向けた取り組み	21
・国土交通省官庁営繕関係組織及び定員	22
・官庁営繕関係職員の年齢構成	23

## 官庁営繕関係

官庁営繕部の業務について、真に国家公務員をもって充てるべき業務とそれ以外とを精査し、後者については非公務員型独立行政法人へ移行すること。

### 官庁営繕部の業務について

官庁営繕部の業務は、国家機関の建築物の営繕等を通じて、各省各庁（立法、行政、司法の各国家機関）がその事務を行うために必要な空間及び機能を当該事務の内容に応じて適切に提供するとともに、その維持を図るものであり、まさに国自らがその責任において、国家機関の建築物の必要な整備水準等を設定し、その水準の確保及び維持等を行うべき業務である。従って、官庁営繕部の業務は、国自らが主体となって直接に実施する必要があるが、独立行政法人へ移行すべきものとは認められない。なお、この種の業務は、英国、米国、フランス等の主要先進国においても国自らが実施している。

### 非公務員型独立行政法人への移行について（総論）

1. 官庁営繕部の業務の内容は、
  - (1) 国家機関の建築物に関する計画の策定及びその実施に関する指導監督  
各省各庁の長が策定する営繕計画書に対する意見書の送付  
営繕に係る計画の企画・立案・調整  
国家機関の建築物の位置・規模・構造の基準の設定及びその実施に関する関係  
国家機関への勧告  
危険庁舎に関し、各省各庁の長に対し、その是正を行う旨の勧告
  - (2) 国家機関の建築物の営繕等  
整備計画を反映した個別プロジェクトの営繕等に係る条件設定・調整  
事業者の選定、設計、施工等  
整備計画によって要求される性能及び品質の確保のための監督、検査
  - (3) 国家機関の建築物の維持保全に関する基準の設定、実態の把握、指導監督  
国家機関の建築物の保全の基準の設定及びその実施に関する勧告並びに実地指導  
指導監督を行うために必要な建築物の保全の状況に関する実態把握  
等であり、その業務は、大宗が国家機関の建築物に関する政策の企画、立案及び指導監督である。  
なお、国土交通大臣権限のうち、危険庁舎に対する勧告、位置・規模・構造及び保全の基準の実施に関する勧告、保全の指導については、官公庁施設の建設等に関

する法律第14条の規定に基づき、地方整備局長等に委任されている。また、地方整備局等においては、これらの業務の他、当該行政エリアにおける営繕等に係る計画の企画、立案、調整等を実施している。

一方、上記(1)から(3)に掲げる業務のうち、個別プロジェクトの営繕等に関し、実施事務である設計・施工については、本省及び地方整備局等全国の官署においてもれなく原則として全て民間委託しているところである。

2. また、官庁営繕に係る組織の大部分を占める地方整備局等の営繕部は、各地方整備局の他の組織(総務部(発注事務等)、用地部(庁舎等の用地取得等)、企画部(当該行政エリアの社会資本整備計画等の策定等)、建政部(建築基準、都市政策等))等と一体となって、その事務を効率的に遂行しているものである。営繕部のみでは、官庁営繕行政の政策目標を達成することは不可能である。

3. 以上を踏まえると、官庁営繕部の業務は、国が自ら実施すべき業務であって、かつその内容は、法に基づいて行われる政策の企画、立案であり、国家公務員をもって充てるべき業務であり、非公務員型独立行政法人へ移行すべき業務とは認められない。

非公務員型独立行政法人への移行について(業務毎の精査)

官庁営繕部の業務は、以下のとおり、政策の企画立案、調整事務であり、非公務員型独立行政法人への移行を検討すべき事務及び事業の対象となる「主として政策の実施に係る国の事務及び事業」ではない。

1. 「営繕計画書に対する意見書制度」は、各省各庁の長が毎年度作成する営繕計画書に関して、予算要求に先立ち、位置・規模・構造やコスト等について審査を行い、財務大臣及び各省各庁の長に対して意見書を送付する制度であり、官庁営繕部が、営繕に係る中長期的な計画を踏まえ、社会的ニーズや耐震対策、地球温暖化防止対策等の官庁施設への具体化方策及び関係国家機関の個別の需要等を考慮して、適正で均衡のとれた国家機関の建築物の整備の実現のために行う、法に基づく政策の企画立案事務である。

2. 「位置・規模・構造の基準の設定、実態の把握及びその実施の勧告」は、国土交通大臣が、国家機関の建築物の災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図ることを目的として、その位置、構造等について具体的に定める事務であるが、官庁営繕部は、その実施に関し、実態を把握し、必要な勧告を行うとともに、これらをフィードバックして、関係法令、基準の改正等の状況も踏まえつつ、基準に反映させているところである。これらは、官庁営繕部が、国家機関の建築物が有すべき水準を適正に確保するために行う政策の企画立案事務である。

3. 「保全の基準の設定及びその実施に関する勧告、実態の把握、実地指導」は、各省各庁の長がその責務を有する国家機関の建築物の保全に関し、国土交通大臣が、

保全の基準を設定し、その実施に関し関係国家機関に対して勧告を行い、必要な資料・報告の提出を求めるとともに、関係国家機関が行う保全に対し実地の指導をす  
る事務である。この事務は、「官公庁施設の建設等に関する法律」等の改正（平成  
16年6月公布、17年6月施行）により、国家機関の建築物全体の維持保全につ  
いて、保全の基準を設定し、その実施に対して勧告を行うという国家機関の建築物  
全体の維持保全について責任を有することになった官庁営繕部が、国家機関の建築  
物の高度な安全性の確保とストックの有効活用を図るために実施する政策の企画  
立案事務である。なお、従来から実施している各省各庁への保全の適正化のための  
実地指導については、その成果を集積することにより、保全の基準及びそれに従っ  
た保全のマニュアル等の内容の充実に反映されているので、基準の設定の事務と一  
体不可分である。

4. また、上記の政策の企画立案事務は、国家機関の建築物のストック全体の状況を  
的確に把握しつつ、そのライフサイクル（計画・建築・保全・修繕・改築等）に応  
じて、それぞれ、関係国家機関と緊密な調整、連携の下、フィードバックを行いな  
がら実施されており、その一部を切り離すことは非効率かつ非現実的である。

なお、「国家機関の建築物の営繕等」のうち、設計・施工については、本省及び  
地方整備局等全ての官署においてもれなく原則として全て民間委託しているところ  
であり、また、これ以外の営繕等に係る「条件設定・調整」及び「要求される性  
能及び品質の確保のための監督、検査」については、上記1.から3.の政策の企  
画立案事務と一体かつ連続して実施されており、この事務だけをとりだして、非公  
務員型独立行政法人とした場合には、官庁営繕部の業務の効率的実施を確保する  
ことが不可能となる。従って、これらの事務は、非公務員型独立行政法人への移行を  
検討する対象となる「自律的及び効率的な運営が可能と認められるもの」に該当し  
ない。

非公務員型独立行政法人へ移行した場合の支障について

仮に官庁営繕の組織、機構を非公務員型独立行政法人に移行した場合、官庁営繕  
行政の遂行に以下のような支障が生じることになる。

1. 官庁営繕部は、国家機関の建築物に責任を持つ立場から、各省各庁が使用する建  
築物の水準の均衡を保ち、その機能が適正に発揮できるように、各省各庁の長に対  
して、調整及び指導監督を行っているところ、これらの強い権限を非公務員型独立  
行政法人が行使することは不可能である。

加えて、今後は、国有財産の有効活用を図るために、各省各庁に対して使用する  
建築物の面積の縮小等を目的として移転・再配置を求める必要性が高まることか  
ら、従来にもまして各省各庁に対する強い指導監督権限の行使が要請されている  
ところである。従って、非公務員型独立行政法人化は、政府全体の課題の一つである  
国有財産の有効活用の促進に関して、多大な支障を与える。

- 2 . 官庁首脳部としては、政府全体で取り組んでいる施策(例えば、地球温暖化対策、建築物のアスベスト対策・耐震対策、公共工事のコスト縮減・品質の確保等)に関して、官庁施設分野での具体化のための施策を企画、立案し、各省各庁に対してその実施のための調整、指導監督を行っているところ、これらの事務は、非公務員型独立行政法人では推進できないので、政府の政策の実現に多大な支障を与える。

# 国土交通省における官庁営繕関係の所掌事務とその具体的事例

## 国土交通省設置法第4条

百十二 官公庁施設の整備(官公庁施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号第十条第一項各号に掲げるものに限る。以下同じ。))並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること。

### 「官公庁施設の整備」

- ・ 国費の支弁に属する営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得 等

### 「指導」

- ・ 営繕計画書に関する意見書の送付
- ・ 位置・規模及び構造並びに保全に関する基準の実施についての関係国家機関に対する勧告
- ・ 保全の適正化を図るための実地についての指導 等

### 「官公庁施設に関する基準の設定」

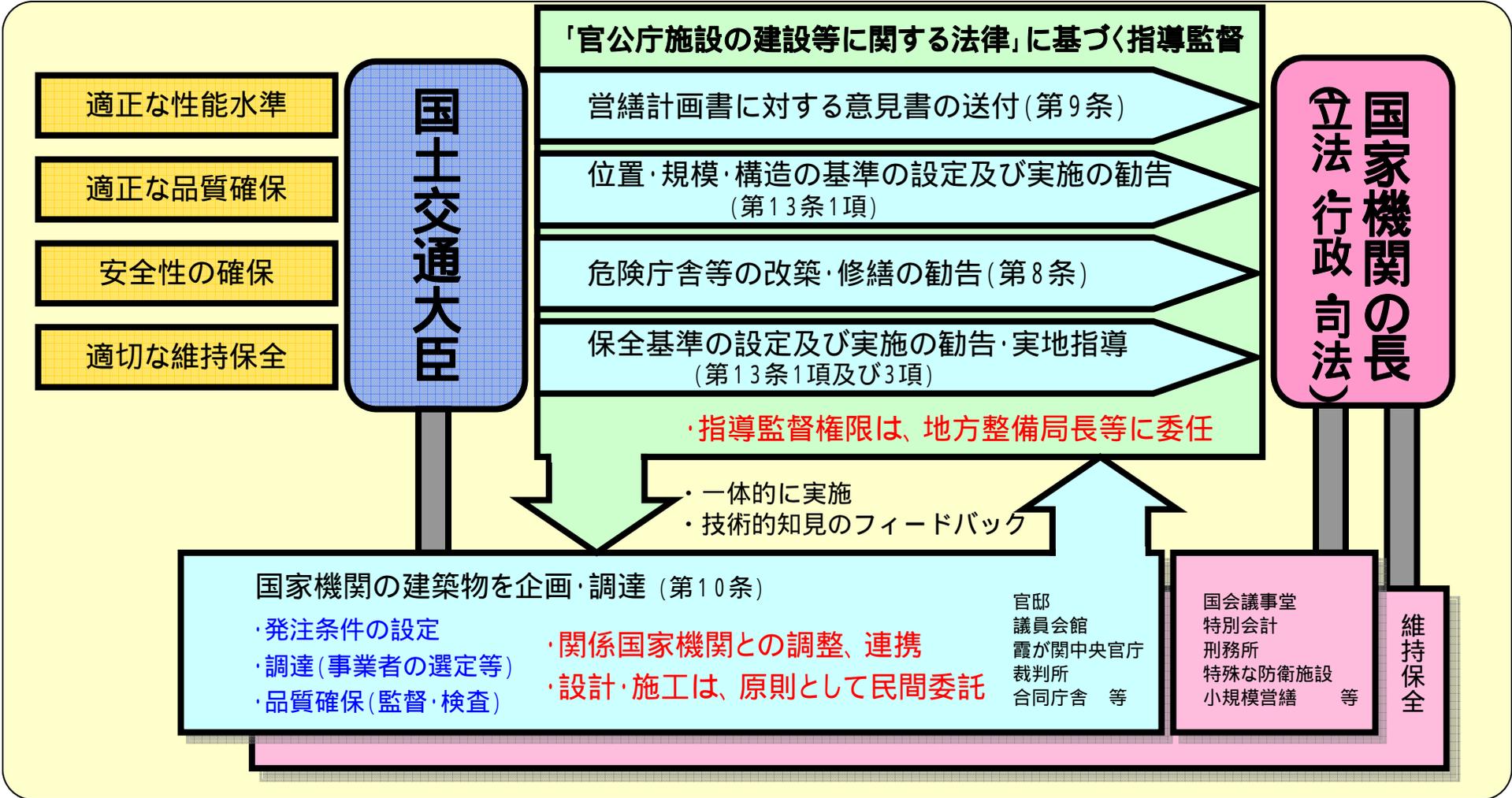
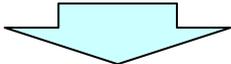
- ・ 国家機関の建築物及びその附帯施設に関する位置、規模及び構造に関する基準
- ・ 保全に関する基準 等

### 「監督」

- ・ 保安上又は防火上危険であると認める場合の必要な措置を行うことの勧告
- ・ 営繕等及び保全に関し必要な報告又は資料の提出を求めること 等

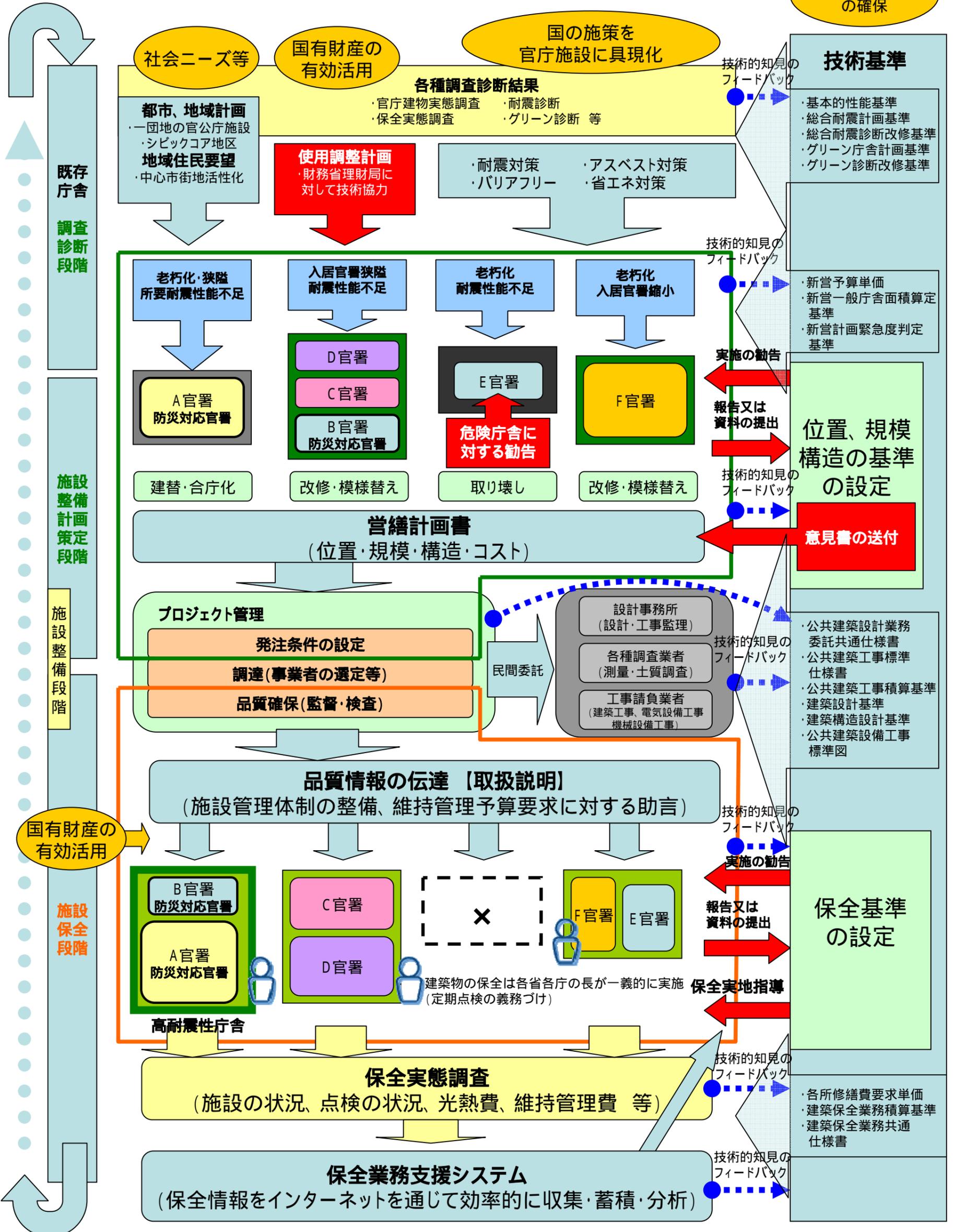
# 官庁営繕の役割

官庁営繕は、国家機関の建築物に責任を持つ立場から各機関を指導監督している組織  
官庁営繕の業務は、国として必要な企画・立案・調整業務



# 官庁営繕業務フロー

適正な整備水準の確保



# 営繕計画書に対する意見書制度

## 官庁営繕の役割

官庁営繕は、各省各庁の長が毎年度作成する営繕計画に対して、適正で均衡のとれた施設整備が実施されるよう、**予算要求に先立ち**、位置・規模・構造やコスト等について**審査を行い**、財務大臣及び各省各庁の長に対して、**意見書を送付**。

## 本省と地方整備局の役割

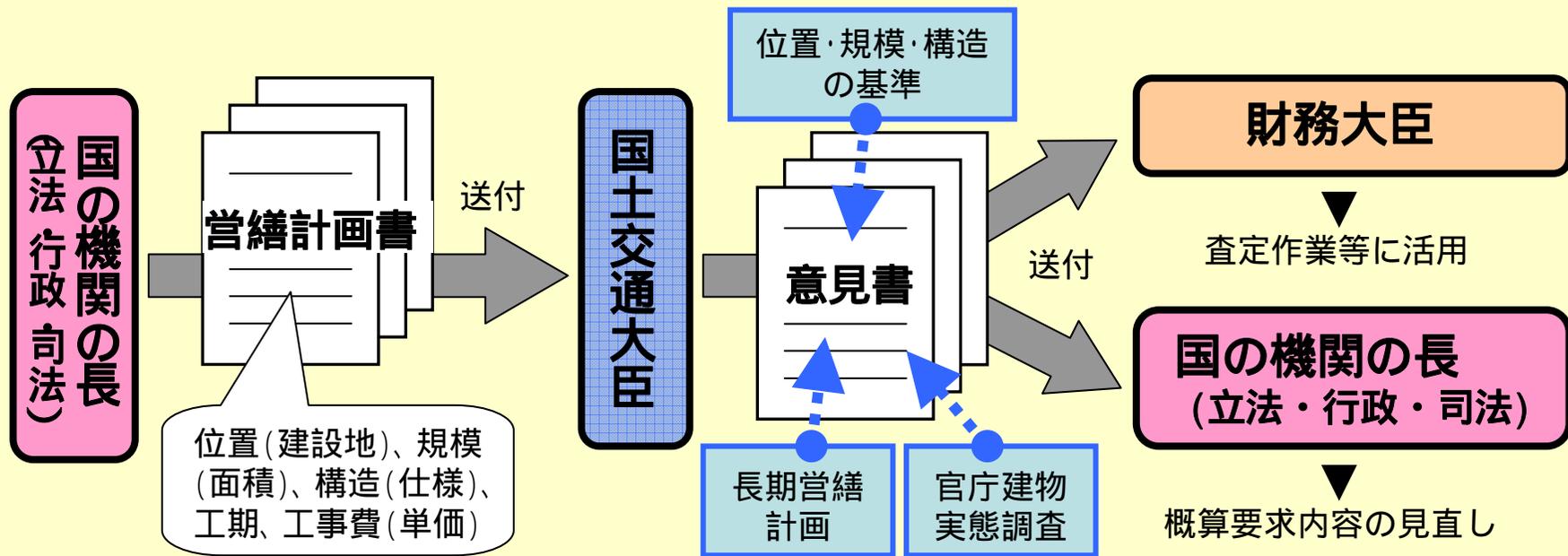
### (1)本省官庁営繕部

意見を述べるための判断基準となる基準作成や全体調整を実施

### (2)地方整備局営繕部

地域ごとの官庁施設の実態を把握し、国の機関の個々の営繕計画に対して事前調整や技術的検討を実施

## 業務フローイメージ



# 施設整備段階における国の業務と民間委託業務

## 国の業務

### 発注条件の設定 (プロジェクト、入居官署毎に設定)

- ・予算要求、予算管理
- ・国の施設としての基本的性能を確保  
位置、規模、構造の基準、基本的性能基準
- ・入居官署との調整  
配置計画、フロア割、防犯性能
- ・国の施策の具現化  
耐震安全性、省エネ、バリアフリー、まちづくり等

### 調達(事業者の選定等)

- ・設計者選定方式の決定及び技術審査  
公募型プロポーザル、簡易公募型プロポーザル 等
- ・施工者選定方式の決定及び技術審査  
一般競争入札、総合評価方式、公募型指名競争入札  
入札時VE、契約後VE
- ・予定価格の決定
- ・入札監視委員会の運営

### 品質確保(監督・検査)

- ・工事監督  
契約変更、出来高確認、中間検査、施工方法の承諾
- ・工事検査  
実地検査、工事成績評定、設計業務成績評定、  
瑕疵調査、工事費等支払い
- ・事業評価

民間委託

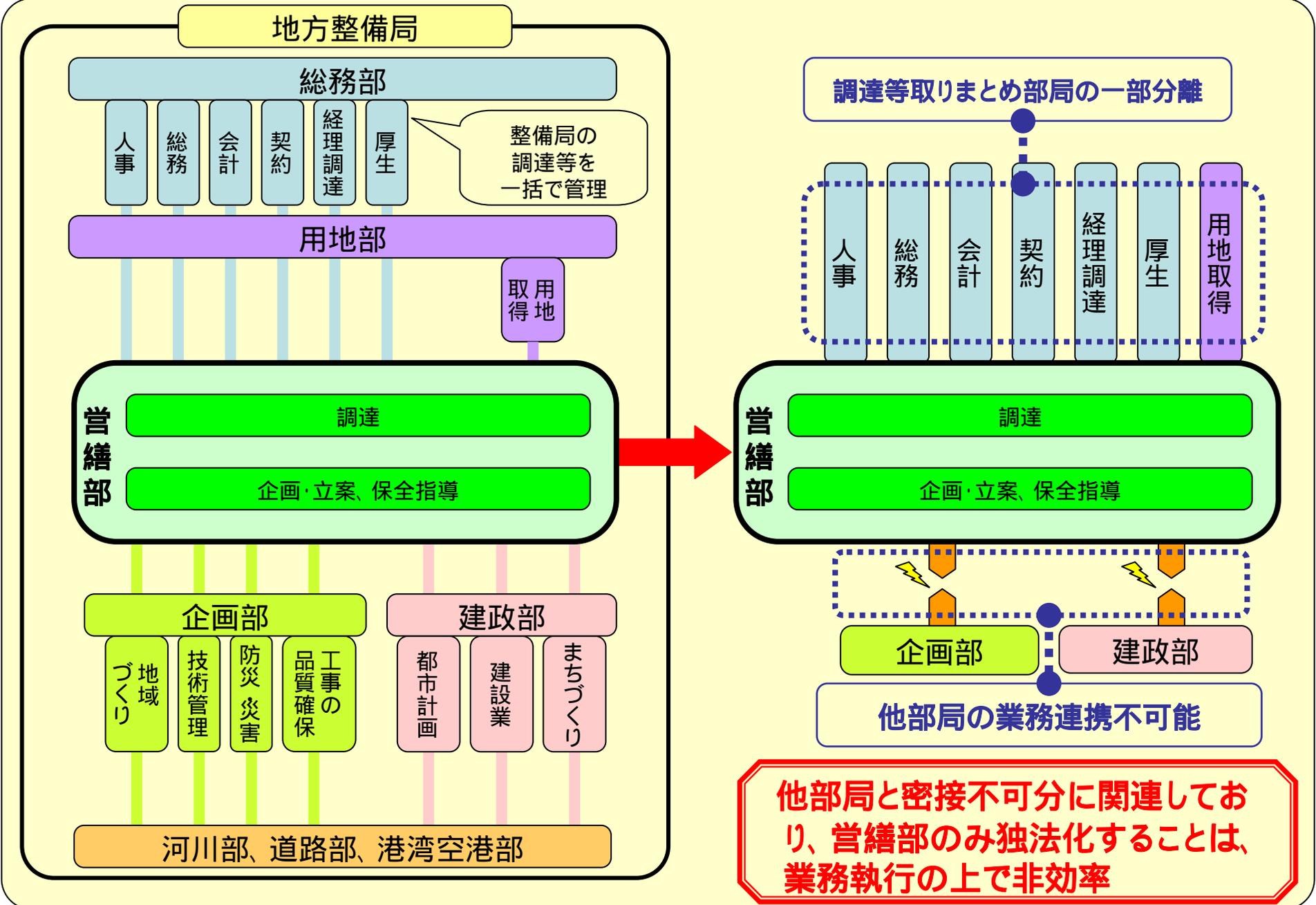
## 民間委託業務

**設計事務所**  
(設計・工事監理)

**各種調査業者**  
(測量・土質調査)

**工事請負業者**  
(建築工事、電気設備工事  
機械設備工事)

# 地方整備局等営繕部の外部化に伴う組織の分離



# 官庁営繕業務における国家機関との関係

官庁営繕業務は、多くの国家機関が関係しており、官庁営繕はそれらとの調整を実施

		庁舎名	営繕計画書	予算要求	施設整備 担当部局	入居官署 (は管理官署)	調整官署	維持保全 実施部局
官 庁 営 繕 費	合同庁舎	中央合同庁舎第7号館	官庁営繕部	官庁営繕部	官庁営繕部	金融庁 文部科学省 会計検査院	金融庁 文部科学省 会計検査院	文部科学省
	合同庁舎	下館地方合同庁舎	官庁営繕部	官庁営繕部	関東地方 整備局	下妻支部・下妻区 検察庁 水戸地方法務局 筑西出張所 下館税務署 下妻統計・情報 センター	水戸地方検察庁 水戸地方法務局 関東甲信越国税局 関東農政局水戸統計・ 情報センター	下館税務署
	一般庁舎	横浜地方気象台	気象庁	官庁営繕部	関東地方 整備局	横浜地方気象台	東京管区気象台	横浜地方気象台
	一般庁舎	高知税務署	国税庁	官庁営繕部	四国地方 整備局	高知税務署	高松国税局	高知税務署
支 出 委 任	一般庁舎	東京湾臨海部基幹的広域 防災拠点	内閣府	内閣府	関東地方 整備局	内閣府	内閣府	内閣府
	一般庁舎	和歌山労働基総合庁舎	厚生労働省	厚生労働省	近畿地方 整備局	和歌山労働局 和歌山労働基準 監督署	和歌山労働局	和歌山労働局

「平成18年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」から抜粋

○ 官庁営繕部は全国に約 1,200 人の定員を抱えているが、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。

- 一 国の建築物の保全の適正を図る業務は一義的に施設管理者が実施すべきことを徹底し、指導業務を行う体制と定員を見直すこと。

## I 国家機関の建築物の保全に係る官公法の改正

1. 国家機関の建築物については、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）第 11 条の規定により、各省各庁の長が適正に保全する義務を負っており、一方、国土交通大臣は、官公法第 13 条第 3 項の規定により、その保全の適正を図るため、部下の職員をしてその実地について指導してきたところである。

しかしながら、国家機関の建築物は、約 2 万施設に達し、築 30 年以上のものが 3 割を占めており、その公共的性格から、安全性の確保と良質なストックとしての有効活用が求められていることから、官公法等を改正（平成 16 年 6 月公布、17 年 6 月施行）し、建築物の異状の早期発見によって予防的な措置を講じ、長期的耐用性を確保するため、各省各庁の長に対し、その所管に属する建築物の定期点検を義務づけるとともに、国土交通大臣が、保全の基準を制定し、その実施に関し関係国家機関に対して勧告を行い、必要な資料・報告等の提出を求めることができるものとした。

2. 上記法改正により、国土交通大臣は、一義的に国家機関の建築物の保全の責務を有する各省各庁に対して、その実地指導を行うだけでなく、国家機関の建築物の保全の基準を設定し、その実施に関し勧告を行うという国家機関の建築物全体の維持保全について総括的な責務を有することになったので、従来の実地指導に係る業務に加えて、基準設定に係る事務及び勧告権限に基づく指導監督に係る官庁営繕部の事務量が増加したところである。

## II 保全業務支援システム活用による保全事務の効率化

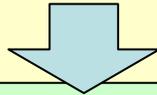
また、官庁営繕部では、上記改正法の施行を踏まえ、平成 17 年度より、保全情報の効率的収集・分析及び適正な施設管理の実施のために、「保全業務支援システム」を開発、運用している。このシステムは、各省各庁の保全担当者が保有する所管施設の情報をインターネットを通じて蓄積し、それを分析することができ、保全状況の不適切な施設やエネルギー多消費で運用状況を改善すべき施設を抽出し、それらに対して保全指導を行うことができるシステムであり、官庁営繕部は、このシステムの運用により、保全事務の効率化、省力化を図っているところである。

今後は、システムの改善を図るほか各省各庁の施設管理者に対しこのシステムの利用について普及促進し、保全指導の重点化、集中化を図ることにより、保全指導に係る業務の効率化を進める。

# ストックの有効活用

## 現状と課題

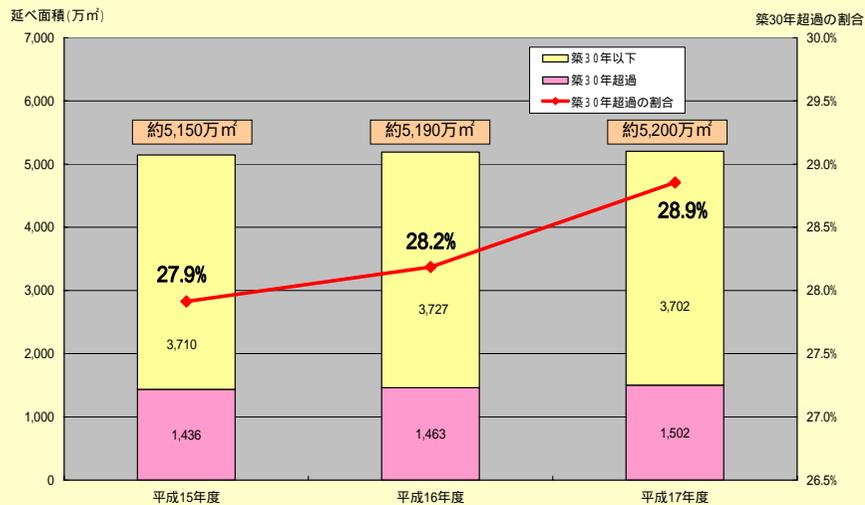
現在、国家機関の建築物のストックは約2万施設、約8.4万棟(総延べ面積約5,200万㎡)。  
このうち建築後30年超のものが約3割となっており、10年後には約5割に達する見込み。



維持保全及び大規模修繕・更新・改修のための費用が増大することが予想される。

建築物によっては危険または機能不全の状態に陥るものが増加することが予想される。

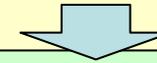
国家機関の建築物の延べ面積の推移



## 官庁営繕の役割

保全基準の設定及び実施の勧告・実地指導

「官公庁施設の建設等に関する法律」第13条により、各省各庁の実施する施設の維持保全等に関して、**保全基準の設定及び実施の勧告・実地指導**を実施している。



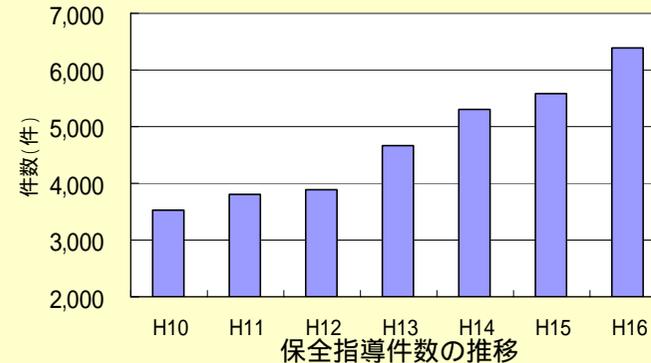
計画的な施設保全業務の実施  
ライフサイクルコストの縮減  
維持管理費やエネルギー使用量の適正化

## 具体的施策

(1) 「官公庁施設の建設等に関する法律」等を改正  
(平成16年6月公布、平成17年6月施行)

各省各庁の長に対し、その所管に属する一定の建築物(国家機関の建築物約2万施設のうち約6割(延べ面積で約9割))について、**定期点検を義務づけた**。

(2) 各省各庁の施設に対して保全指導を実施



# 保全業務支援システムの開発

## システム開発の必要性・背景

### (1) 老朽ストックの増大

維持管理・修繕費が増大することが予測される。  
**効率的な修繕計画・保全計画を立案するための支援ツールが必要。**

### (2) 保全実態調査の効率的回収

国家機関の建築物全てを対象に実施している**保全実態調査を、効率的に実施**するため。

### (3) 施設データの蓄積

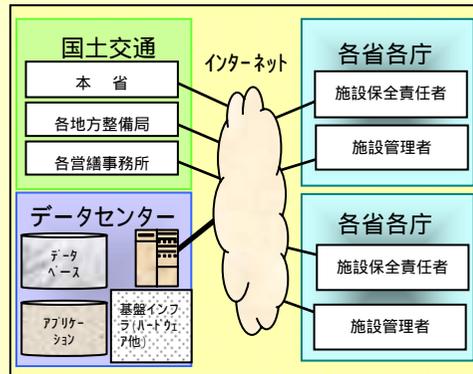
施設管理の継続性に鑑み、施設の保全情報を**永続的に一元管理**する必要。

上部機関の業務効率化のため、管轄下の個別施設の情報をまとめて容易に取り出せるツールが必要。

### (4) インターネット網の普及

全国に張り巡らされている**既存のインターネット網**を利用。

業務用パソコンの普及により、インターネット端末との兼用が可能。



## 具体的効果

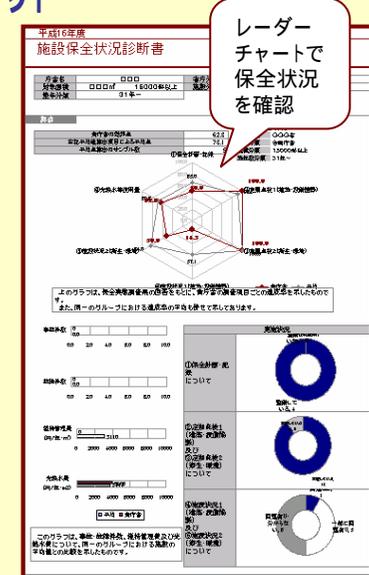
### (1) 各省各庁の施設管理者のメリット

分析結果(ベンチマーク、施設診断書)の閲覧が可能  
 ライフサイクルコストデータに基づいた**修繕計画等の作成が可能**

**効率的な施設管理の実現**

保全実態調査票の報告において、**インターネット上で報告処理が可能**

**事務作業量の軽減**



施設保全状況診断書

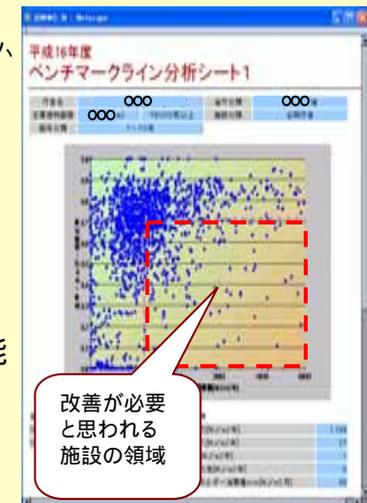
### (2) 官庁営繕の業務効率化

保全状況の思わしくない施設を抽出し、それらの施設に対して現地での**実地指導及び勧告**を行なう

**効率的かつ効果的な保全指導**

保全実態調査の効率的な回収が可能

**事務作業量の軽減**



ベンチマーク分析

- 官庁営繕部は全国に約 1,200 人の定員を抱えているが、以下の観点から業務の実施体制を抜本的に見直し、定員の純減を図ること。
- 一 民間委託を行う業務の範囲を拡大すること。また、民間委託の対象範囲に含まれる業務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施すること。

## I 業務の民間委託の現状

1. 官庁営繕部の業務は、その大宗が、①国家機関の建築物に関する計画の策定及びその実施に関する指導監督、②整備計画を反映した営繕等に係る条件設定・調整、③事業者の選定、④整備計画により要求される性能及び品質の確保のための監督、検査、⑤国家機関の建築物の維持・保全に関する基準の設定、実態の把握、指導監督等の政策の企画立案事務であり、実施事務である設計・施工については、原則として全て民間委託しているところである。
2. また、官公庁施設の建設等に関する法律第 14 条の規定に基づき、国土交通大臣の権限のうち、危険庁舎に対する勧告、位置、規模、構造及び保全の基準の実施に関する勧告、保全の指導については、地方整備局長等に委任しているとともに、地方整備局等においてもこれらの業務の他、当該行政エリアにおける整備計画の企画、立案、調整等を実施している。従って、地方整備局等の業務についても基本的に政策の企画立案事務であり、実施事務である設計・施工については、原則として全て民間委託しているところであり、この実施事務については、全国の官署においてもれなく民間委託を実施している。

## II 民間委託の拡充による業務の効率化

官庁営繕部の業務のうち政策の企画立案、指導監督事務については、今後、

- ①国有財産管理部局と連携した既存の庁舎を使用する各省各庁との調整及び長期的な施設計画の立案に関する事務
- ②防災拠点としての中央関係省庁及びその地方出先機関等における BCP（事業継続計画）策定のための支援
- ③アスベスト除去等の措置が必要な施設に関して、迅速かつ適切な措置の実施のための各省各庁に対する指導・支援
- ④政府機関が率先的に導入すべき省 CO<sub>2</sub> 対策に係る企画、立案及び各省各庁に対する指導・支援

等に関する業務量が増大することが見込まれるが、これらを含め、業務全般に関し、資料の収集・分析、技術基準設定のための基礎的調査及び施設に関する各種診断業務の民間委託を拡充し、業務の効率化を進める。

# 財務省が行なう使用調整等との連携

## 「行政改革の重要方針」(閣議決定)

平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、より一層の国有財産の有効活用・民間活用の促進を図るため、「省庁横断的な調整・監査」、「余剰床の有効利用」、「保有と賃借の比較検証」が必要であるとされている。

## 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあるり方について」(財政審答申)

平成18年1月18日に財政制度等審議会が提出した「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について」では、以下の事項が答申された。

使用調整の徹底を図ること  
一部に余剰床が生じたときには民間に貸し付けること  
省庁ごとの単独庁舎としての整備を抑制し合同庁舎化を徹底すること など

これらを着実に実行するための計画策定にあたっては、国土交通省との連携の強化が必要であるとされている。

## 官庁営繕の役割

国家機関の建築物に責任を持つ立場から、技術的な支援・協力を実施

既存施設が適正に使われているかどうか、面積基準に基づき技術面での調査・評価を実施

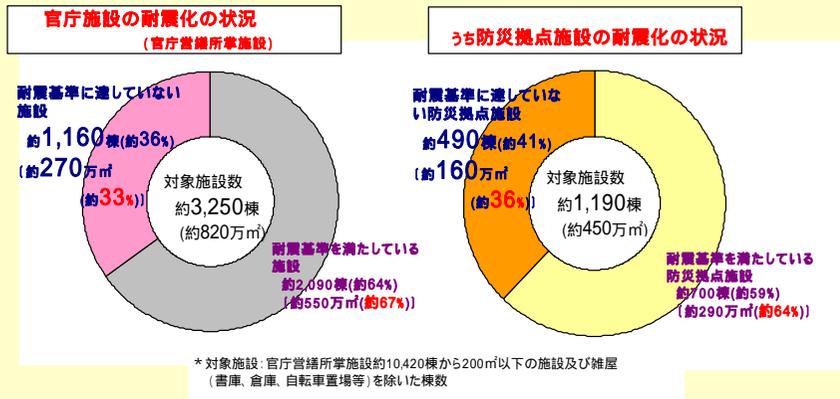
入居官署の変化する業務実態に対応した、既存施設への最適な再配置計画の立案(定期的見直し)

営繕計画書の審査段階で、賃借物件に関する耐震性能等の性能を評価・確認  
保有と賃借との技術的・経済的な比較・評価

# 耐震対策の推進

## 現状と課題

官庁営繕では、平成7年の阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、「官庁施設の総合耐震計画基準」「官庁施設の総合耐震診断・改修基準」を策定し、所管施設の耐震診断を実施した。今後、緊急性の高い施設から、耐震性確保のための改修、補強等を計画的に推進する必要がある。



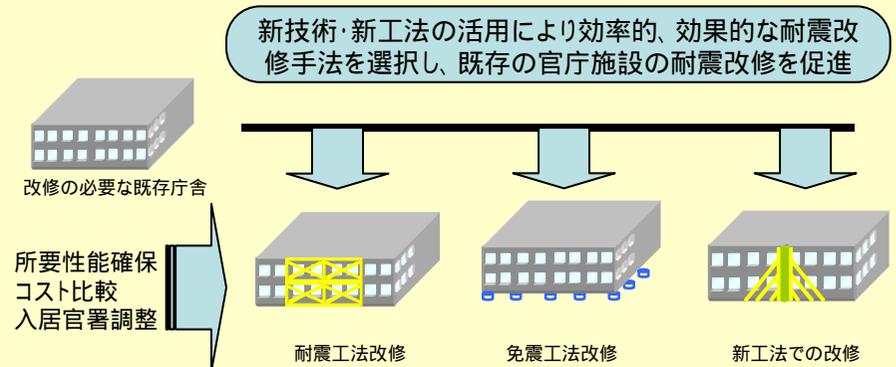
## 官庁営繕の役割

官庁営繕では、国民の共有財産である官庁施設について、その用途に応じた**耐震安全性の目標を設定**し、地震等の自然災害に対する安全性を確保している。

とりわけ、災害対策活動等を行う官署の入居する施設については、災害時にその機能を継続できるよう、新築施設に限らず、既存施設についても**耐震改修の方針や優先順位などを立案**し、計画的に施設整備を推進している。

## 具体的施策

- (1) 耐震・防災に係る優れた技術等を調査、検討
- (2) 効果的、効率的な耐震・防災改修手法の企画・立案
- (3) 入居官署と調整しつつ、中長期計画を立案し、官庁施設の耐震改修を促進



## (4) 各府省庁を先導する耐震対策の促進

官庁営繕部にて調査、検討した震害に関中央官衙施設の耐震安全性を中央防災会議に報告

中央防災会議決定に従い、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修の実施等の状況を広く公表するため、官庁営繕部は、「国家機関の建築物の耐震性に係る関係府省庁等連絡調整会」を設置し、各府省庁の指導・調整を実施

官庁営繕部は、中央官庁、並びに地方出先機関等のBCP(事業継続計画)策定のための支援活動を強化

# 官庁施設における迅速なアスベスト対策

## 本省官庁営繕部

### アスベスト問題勃発

- ・「当面の対応」の一環として、官庁施設における調査の実施を決定
- ・施設管理者向けの調査要領を作成

### 官庁施設の実態調査開始(H17.7.29)

- ・各省各庁が行う調査に対し技術的支援を実施

### 調査結果の取りまとめ(H17.9.29)

- ・約84,000棟の調査結果取りまとめ(継続的にフォローアップを実施)
- ・調査結果に基づくアスベスト対策の進め方を各省各庁に通知

### 営繕計画書の作成支援

- ・対策実施のため各省各庁に対し営繕計画書の作成支援を実施
- ・アスベスト対策のための補正予算措置

### すみやかな事業実施

## 地方整備局による各省各庁支援

施設整備・保全指導等の実施事務を通じて得られた技術的知見・蓄積を迅速に活用し、スピード感ある対応が可能となった。

### 施設情報、施工情報等の活用

- ・吹付け実態の施工実績等のフィードバックによる効果的な調査方法の検討

### 施設管理者に対する調査支援

- ・施設管理者との情報連絡体制を活用した緊密かつ迅速な情報伝達
- ・技術職員による各施設の状況を踏まえた調査方法の技術支援
- ・施工実績に基づく各施設の吹付け実態の周知
- ・情報収集、蓄積した技術的知見に基づく、施設管理者の不安解消のためのサポート

### 調査結果に基づく営繕計画書の作成支援

- ・各施設に対応した「除去、封じ込め、囲い込み」等施工方法の提案
- ・施工部位・工法に応じた概算数量情報の提供

### 発注図書を作成

- ・「除去、封じ込め、囲い込み」等施工方法の決定
- ・材料(吹付け、非飛散性材料)ごとの工事仕様決定、工法ごとの工事仕様決定
- ・施工部位・工法に応じた数量の積算

# 環境対策

## 官庁営繕部の取組み

官庁営繕では、平成17年2月に発効した京都議定書の6%削減約束の確実な達成に資するため、官庁施設のCO<sub>2</sub>削減対策を推進している。

### 【業務その他部門に係る目標】

・温室効果ガスの総排出量を2008年から2012年の第1約束期間に1990年比15%増の水準に抑制

### 【現状】

・2002年度実績は、1990年度比36.7%増。

## 官庁施設における対策

### 新築対策

・グリーン庁舎の整備

### ストック対策

・グリーン診断・改修の推進

・施設の適正な運用管理の徹底



## 地球温暖化対策に関する政府の推進体制

### 地球温暖化対策推進本部

(本部長：内閣総理大臣)

### 地球温暖化対策推進本部幹事会

### 地球温暖化対策関係省庁連絡会

公的機関の省CO<sub>2</sub>対策の率先的導入の検討WG

官庁営繕では施設の環境性能、削減可能性を検討

## 喫緊の課題への具体的取組み

「政府の率先実行計画」、「各省各庁の実実施計画の達成」を図るため、各省各庁の省CO<sub>2</sub>対策に係る指導・支援を実施している。

### 【温室効果ガスの削減目標】

・政府の実行計画に掲げる温室効果ガス削減目標（平成18に平成13年度比7%削減）

### 【現状】

・平成16年度実績は、13年度比4.6%増。

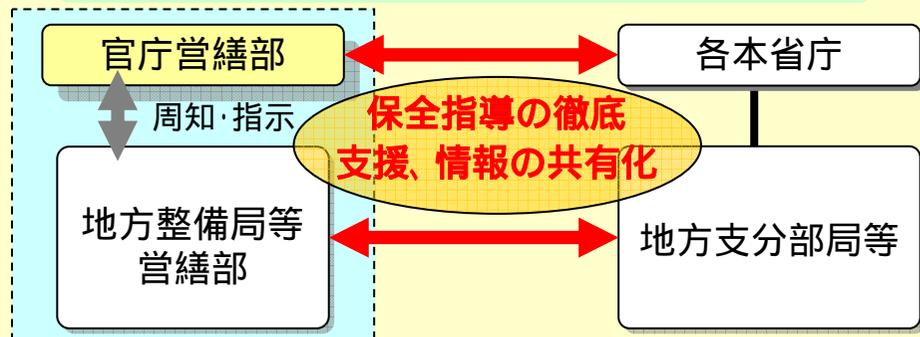
（うち政府庁舎によるCO<sub>2</sub>排出量は約11%増。）



官公庁施設の建設等に関する法律に基づく保全指導の強化

CO<sub>2</sub>削減に係る営繕計画に関する適切な意見の提示  
グリーン診断の実施、グリーン改修計画の立案支援

## 省CO<sub>2</sub>対策に係る指導・支援の体制



地球温暖化対策推進本部幹事会(平成18年3月)

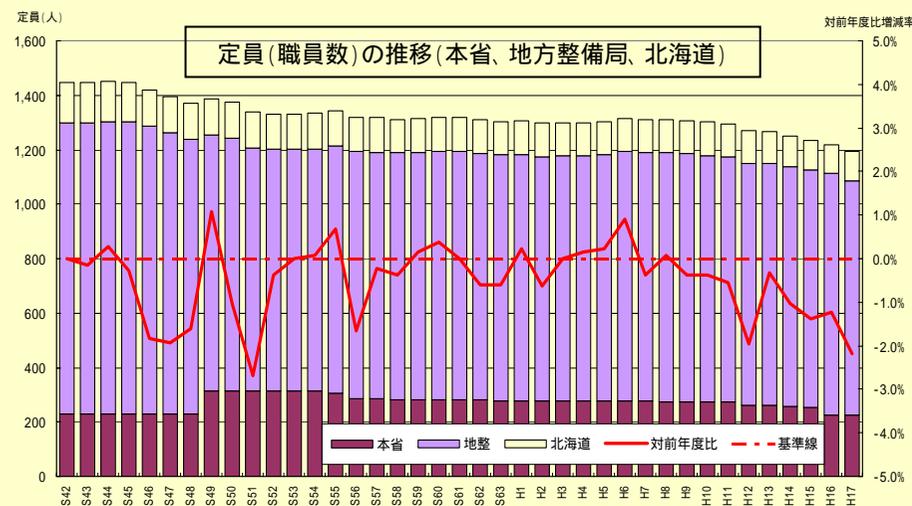
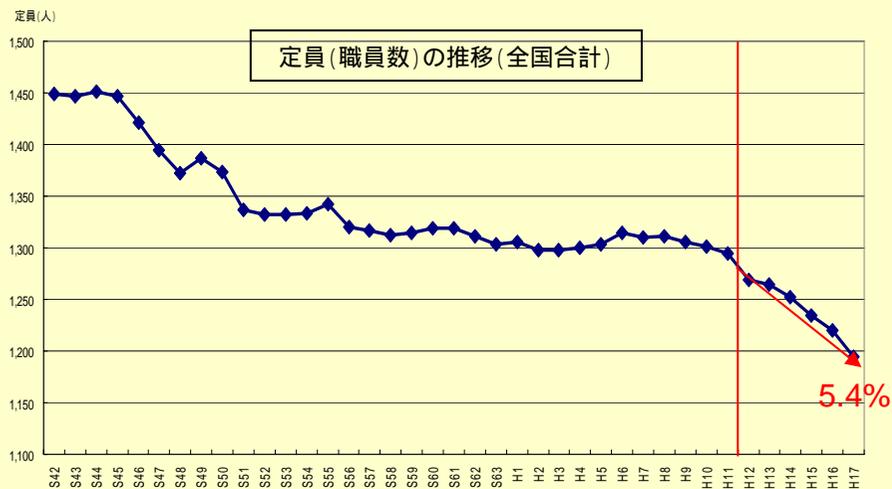
政府実行計画の取組の強化のため、官庁営繕に技術的協力を要請

○ その他、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向

官庁営繕では、業務の効率化のため平成 16 年度に組織体制の抜本的な見直しを実施したところであるが、今回の定員純減に向けた検討要請を踏まえ、さらなる業務の効率化や要員配置の適正化に取り組み、より効率的な業務執行体制への移行を進める。

# 組織・定員の減量・効率化に向けた取り組み

## 昭和42年からの定員の推移



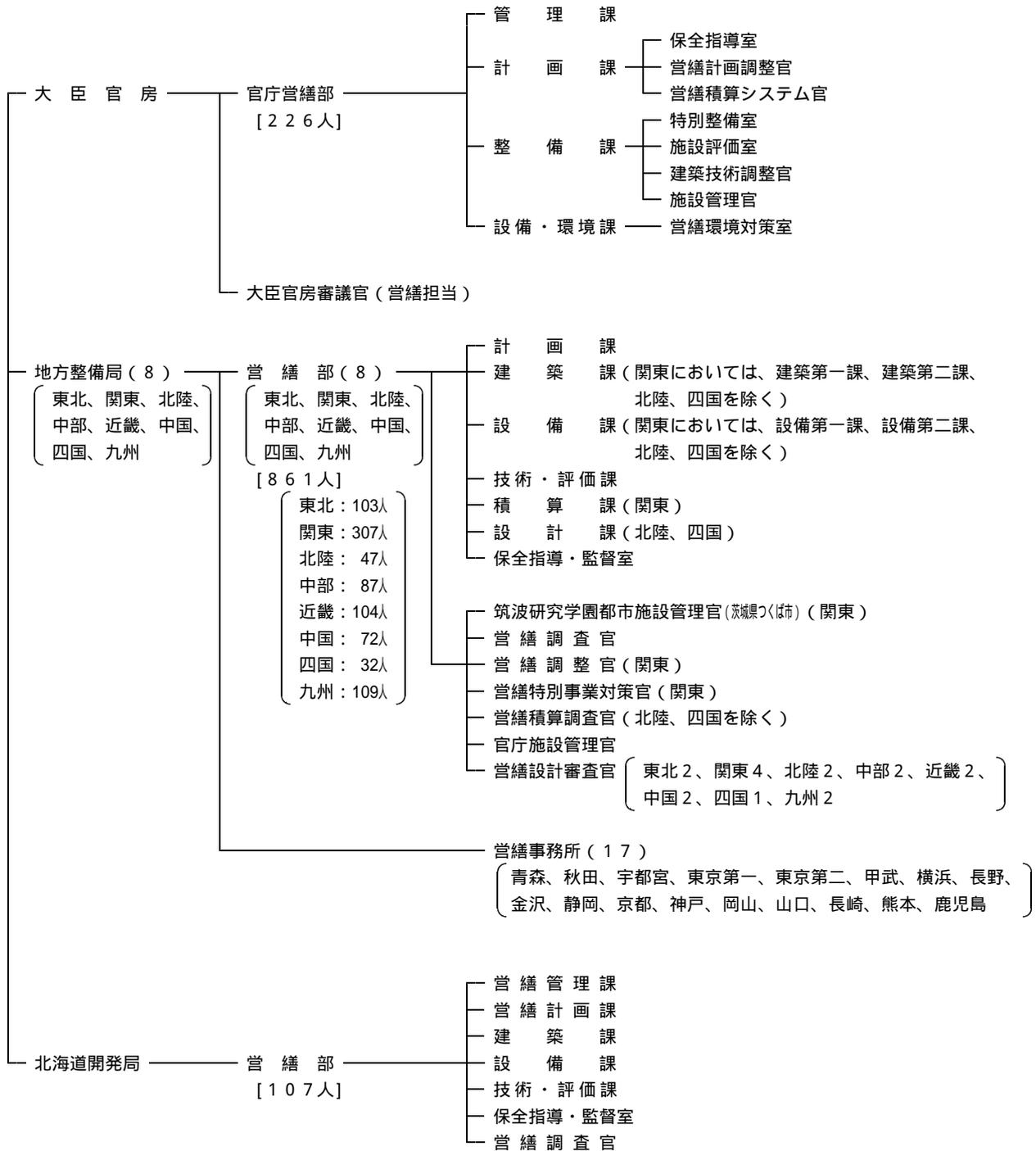
## 定員合理化の状況

官庁営繕については、マネジメント改革に基づく組織再編、技術基準の統一化をはじめとする業務の効率化等により定員の合理化を順次図ってきており、平成12年度から68名(5.4%の純減)の削減を達成した。今後とも業務の効率化、要員配置の適正化を図り、減量・効率化を推進していく。

H12年度	省庁再編に伴う合理化(定削5カ年計画開始)	7名 (1,257人)
H13年度	本省組織の合理化	1名
H14年度	本省組織の合理化	5名
H15年度	本省組織の合理化	11名
H16年度	官庁営繕の抜本的組織再編に伴う合理化	12名
H17年度	業務の効率化、要員配置の適正化に伴う合理化	14名
H18年度	業務の効率化、要員配置の適正化に伴う合理化 (新たな定削5カ年計画(H17～H21)にも対応)	18名
合計		<b>68名</b> <b>(5.4%)</b>

定員は純減

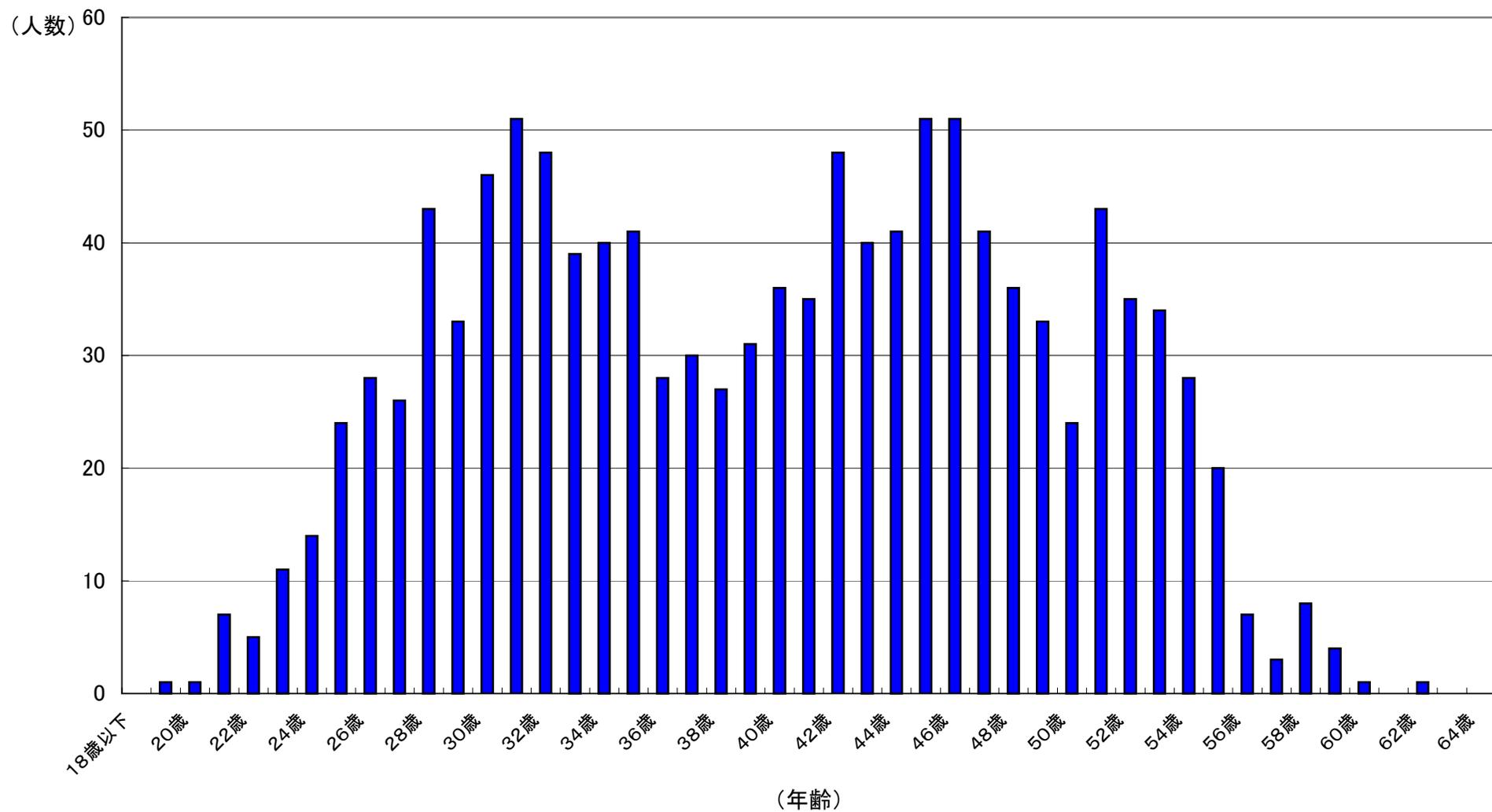
# 国土交通省官庁営繕関係組織及び定員



（注）組織については、平成17年4月1日現在とした。

人員については、国土交通本省は平成17年度未定員、その他は平成18年1月1日現在員とした。

### 官庁営繕関係職員の年齢構成(平成18年1月1日現在、18年4月1日現在年齢)



	実員数
18歳以下	
19歳	1
20歳	1
21歳	7
22歳	5
23歳	11
24歳	14
25歳	24
26歳	28
27歳	26
28歳	43
29歳	33
30歳	46
31歳	51
32歳	48
33歳	39
34歳	40
35歳	41
36歳	28
37歳	30
38歳	27
39歳	31
40歳	36
41歳	35
42歳	48
43歳	40
44歳	41
45歳	51
46歳	51
47歳	41
48歳	36
49歳	33
50歳	24
51歳	43
52歳	35
53歳	34
54歳	28
55歳	20
56歳	7
57歳	3
58歳	8
59歳	4
60歳	1
61歳	
62歳	1
63歳	
64歳	
計	1,194

府省名	国土交通省
対象事項名	官庁営繕関係
年	18年